

II 都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は、安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、災害時に一時避難場所を提供するといった防災の機能をはじめ、環境保全や食農教育、文化の継承など、地域を守り豊かにする多面的な役割を果たしており、地域にとって無くてはならない存在である。

一方、担い手である農業者は消費者に囲まれた環境を活かしながら多彩な農業を展開しているが、都市地域に特有の営農環境の悪化や農地継承の難しさといった課題を抱えており、生産緑地制度と相続税納税猶予制度のもとでも農地の減少には歯止めをかけることができない状況である。

都市農業・農地が持つ機能を維持・発展させるためには、都市地域の農家が将来への希望を持ち、安心して農業経営に取り組めるような制度の構築と農業施策の確立が必要である。

よって、政府・国会におかれては、下記の事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業を保全する制度・政策の整備

(1) 都市農業振興基本法の早期制定と関連法・制度の改正

安全で快適なまちづくりに不可欠な農地を保全するとともに、これまで都市農業を担ってきた農業者の努力に報いるため都市農業振興基本法を早急に制定し、あわせて都市計画制度や税制など関連法の改正および都市農業振興施策の確立については期限を明確にした工程表を示し確実に実施すること。

(2) 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持

これらの制度がこれまで農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割を重視し、今後とも両制度の基本を堅持すること。

(3) 都市農地等保全のための新たな制度の構築

都市およびその周辺にある農地等を次世代に継承する観点から、地区指定ではなく農地等所有者の意向に基づく新たな都市農地等の保全制度を構築するとともに、農業経営に必要な林地や生産・集荷・貯蔵・流通等施設用地の保全を可能にするよう課税の適正化を行うこと。

2. 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の必要な見直し

(1) 相続税等納税猶予制度の一部免除規定の創設

相続税納税猶予制度に一部免除の仕組みを創設し、一定の要件で地方公共団体等に寄付した適用農地については期限の確定の計算から除外すること。

(2) 生産緑地の指定に関する下限面積の緩和

都市農地の存在は緑地空間の提供や防災等、その地域にとって非常に重要な機能・役割を持っており、それは地域に点在する小規模な農地であっても

同様である。また、非常に集約的な農業経営を営む都市農家にとっては一団の農地の規模にかかわらず重要な生産基盤である。よって、小規模な農地であっても将来にわたり保全する必要があることから生産緑地の指定に関する一団で 500 m²以上という指定要件を大幅に緩和すること。

(3) 他に起因する理由で生産緑地の面積基準を欠く場合の指定の継続

他の農家が持つ農地とあわせて指定を受けた生産緑地が他の農家の買い取り申し出によって指定基準面積を満たさなくなった場合や、公共用地の一部買収により指定基準面積を満たさなくなった場合、農地所有者に営農意欲があるにもかかわらず生産緑地の指定が解除され、相続税納税猶予制度の適用を受けていた場合には期限の確定になるなどきわめて深刻な事態となる。よって、他に起因する理由で面積基準を欠いた場合であっても、その農地の営農が継続されている限り生産緑地の指定を継続する措置を設けること。

(4) 生産緑地のあっせん開始の見直し

都市農地を保全すべきという声の高まりを背景に関連制度の改善がはかられていることを踏まえ、生産緑地の買い取り申し出があった場合には市町村長による買い取らない旨の通知を待たずに農業者等へのあっせんをただちに開始できるよう制度を改正すること。

(5) 営農環境の悪化に対応した生産緑地地区指定の変更

都市地域の生産緑地では、周囲の宅地化が進展することなどにより営農環境が悪化する農地が増えている。そこで、営農意欲を持つ農家が希望した場合には代替農地の取得を行うこと等を条件に生産緑地地区指定の変更ができるよう改正すること。

(6) 生産緑地の活用促進

生産緑地に指定されている農地等が保全され十分に活用されるためには関係する部局の一致した協力が必要であることから、各部局への指導を徹底すること。また、制度の具体的な運用においては現場で指導する農業委員会の役割が非常に重要であることから、その権限を明確に位置付けること。

3. 都市農地等の保全と利用促進のための制度の充実

(1) 生前に農地の一部分を贈与する制度の創設

農地と農業経営を次世代に継承しようとする農家の選択肢を増やすため、現行では農地の生前一括贈与をした場合のみ利用できる贈与税納税猶予制度について、農地の一部分を贈与した際にも利用できるよう改正すること。

(2) 公共用地等の収用に係る譲渡所得税の改正

相続税納税猶予制度適用農地が収用の対象になり代替農地を先行取得した際には、収用に関わる譲渡所得税について先行取得した土地の代金を控除すること。

(3) 低利融資の対象の拡大

スーパーL資金については収用の代替農地を取得するための資金として利用できるよう、市街化区域も対象とするなど要件を緩和すること。

4. 相続財産評価の適正化

(1) 物納を認める制度改善と相続財産の適正評価

基礎控除と税率の見直しならびに相続税納付のための譲渡所得税の特例廃止など相続税の課税強化が行われたことから、相続税の納付については相続人の意向に基づいた物納が行えるよう制度の改善を行うこと。

さらに、農地や山林等、相続財産の評価にあたっては傾斜や不整形、権利の設定等について適正な評価の減額を行うこと。

(2) 相続税における小規模宅地等の特例の拡充

相続発生時、農業施設の用地に対する評価が過重な負担となることから、農業経営のために活用している宅地も含め幅広く特定事業用宅地として認めるとともに限度面積を大幅に広げること。なお、都市地域における畜産の存続に関わることから特に畜産農家が持つ畜舎等の用地については特別の対策を設けること。

(3) 農業生産法人が取得する農地に関する評価の適正化

農業生産法人に現物出資を行う農地や農業用施設用地の評価を農業投資価格とすること。

5. 都市農地の保全に欠かせない農業委員会の組織強化

生産緑地法や相続税等納税猶予制度の適正な運用も含め、かけがえのない都市農地の保全と利用促進に欠くことのできない農業委員会系統組織の役割を重視し、組織の強化をはかること。

平成27年2月26日

第56回 東京都農業委員・農業者大会